

(目的)

第1条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか鯖江・丹生消防組合(以下「組合」という。)の財務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の財務事務)

第2条 組合の会計事務については、鯖江市財務規則(昭和55年鯖江市規則第1号)を準用する。この場合において、「市」は「組合」と、「市長」は「管理者」と、「副市長」は「副管理者」と読み替えるものとする。

(平12規則4・平21規則2・一部改正)

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(平成12年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。